

## コンビニエンスストアにおける証明書の発行について

**マイナンバーカードを保有していて**、利用者用電子証明書を登録している方はコンビニエンスストアで証明書の発行が可能です。利用時間、発行できる要件等が取得される証明書の種別によって異なります。また、一部コンビニエンスストアでは出力できない場合もあります。ご利用前にご確認ください。公的年金、生活保護受給者で手数料が減免となる場合は、必ず区役所窓口でご請求ください。コンビニ交付利用後の返金は承ることができません。

コンビニ交付サービス全般に関するご案内は、地方公共団体情報システム機構が運営する「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のサイト (<https://www.lg-waps.go.jp>) をご確認ください。

証明書種別	利用時間	手数料	発行できる要件	証明書をコンビニで発行できない場合	発行できる店舗	お問い合わせ先
<b>住民票の写し</b>  (1) 世帯全員の写し (2) 世帯一部の写し  (世帯員が6名以上の場合は2枚出力されます)	午前6時30分から 午後11時  (年末年始、システムメンテナンス日除く)	1件につき 250円	大田区に住民登録がある方  ※令和7年1月から個人番号（マイナンバー）の記載の有無を選択いただけます。  大田区に住民登録があり、かつ印鑑登録をしている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名・住所にシステム上ない文字が使用されている</li> <li>・転出者（予定）が世帯員にいる場合</li> <li>・死亡した方</li> <li>・発行制限のかかっている場合（住民票の写しのみ）</li> <li>・住民票コードの記載したもの（住民票の写しのみ）</li> <li>・異動履歴を記載したもの（住民票の写しのみ）</li> </ul>	全国の下記のコンビニで多機能端末を設置している店舗  ・セブン-イレブン ・ローソン （ローソンストア100除く） ・ファミリーマート ・ミニストップ  等	戸籍住民課戸籍住民担当  電話：5744-1185 FAX：5744-1513
<b>印鑑登録証明書</b>						
<b>住民税証明書</b>  (1) 課税証明書 (2) 非課税証明書 (3) 納税証明書  (直近3年度分の発行が可能です。 直近3年度分とは、例えば令和7年2月1日で言えば、令和6、5、4年度分となります。)			下記3点のすべてを満たしている方  ・大田区に住民登録がある。 ・必要な年度の1月1日に大田区に住民登録がある。 ・証明年度において税申告や会社からの給与支払報告書が提出している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に大田区外へ転出（転出予定含む）した場合</li> <li>・死亡された方</li> <li>・発行制限がかかっている場合</li> <li>・住民税が非課税の方の納税証明書</li> <li>・コンビニ店舗、金融機関等で納付した直後に、その納付額を反映した納税証明書（納付されてから、大田区で収納確認ができるまでに2～3週間かかる場合があります）</li> <li>・申告後、概ね1ヶ月を経過していない方</li> </ul>	※その他の店舗については、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のサイトの「利用できる店舗情報」に最新情報が掲載されています。	課税課課税担当  電話：5744-1192 FAX：5744-1515
<b>戸籍証明書</b>  (1) 戸籍全部事項証明書 (2) 戸籍個人事項証明書  (本人が在籍する現在戸籍の全部事項証明書と、本人及び同一戸籍に在籍する個人の個人事項証明書の発行が可能です。)	平日午前9時から 午後5時  (土日、祝日、年末年始、システムメンテナンス日除く)	1通につき 400円	大田区に本籍がある方  ※大田区以外に住民登録がある方は、事前に「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻届・死亡届等の戸籍の届出をした場合で、戸籍の記載が完了するまでの間（大田区に届出をした場合、完了するまでに2～3日を要しますが、届出の多い日や、大田区以外の市区町村で届出をされた場合は、さらに日数がかかります。具体的に取得する必要がある場合は、届出の際にご相談ください。）</li> <li>・戸籍に記載されている方が全員除籍されている場合</li> <li>・戸籍がコンピュータ化されていない場合</li> </ul>		戸籍住民課戸籍住民担当  電話：5744-1183 FAX：5744-1509

(2025年1月6日版)

### 【ご利用方法】

コンビニエンスストアの多機能端末機の所定位置にマイナンバーカードをセットし、暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号）数字4桁を入力してください。

コンビニエンスストアにおける証明書の発行は、カード交付の翌日からご利用頂けます。なお、3回連続で暗証暗号を間違った場合はロックがかかり、マイナンバーカードをご利用できなくなります。ロックがかかった場合は本庁舎1階戸籍住民課（03-5744-1185）、大田区マイナンバーカードセンター、または特別出張所までマイナンバーカードをお持ち頂ければ解除することができます。

受付時間は区役所本庁舎、特別出張所が平日午前8時30分から午後5時まで、大田区マイナンバーカードセンターが平日午前9時から午後6時半まで及び第三週を除く土日午前9時から午後4時30分までです。